昭和41年5月15日　才137号　（毎月15日発行）

町報 あそう

発行所　麻生町1.561－9　麻生町役場
発行人　永作実
印刷所　麻生印刷所

5月家庭の日

5月15日（毎月第3日曜日）

よい子に育てるための十二章

第一章　子は鏡、親の心をすぐ写し

親のすることは、よいことでも悪いことでも、すぐまねます。よい子に育てるためには、よい親になることが第一です。

4月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,713人	2,927人	5,640人	1,257
太田地区	1,044	1,077	2,121	397
大和地区	2,361	2,466	4,827	923
行方地区	1,209	1,281	2,490	499
小高地区	1,722	1,765	3,487	688
計	9,049	9,516	18,565	3,764

春の交通安全運動

五月十一日から二十日まで全国的に春の交通安全運動が展開されます。尊い人命を交通禍から守るためにも次の安全運転五則を守つて下さい。

一、横断歩道
一、いつも制限速度を守る
一、無理な追越しをしない
一、一時停止と徐行は必ず励行する
一、飲酒運転は絶対にしない

所得状況届　年金

―今年も福祉年金を受けるために！―

七〇才以上のお年寄り、重度の身体障害者、夫と死別した母子等で、現在福祉年金を受けている方は、毎年六月中に所得状況届を提出していただくことになつておりますが今年もその時期がやつてきました。

この所得状況届というのは受給権者（年金を受けている人）受給権者の配偶者、受給権者の生計をみている扶養義務者の前年（昭和四〇年）の所得について届出るもので、これによつて今年の五月から来年の四月までの一年間、福祉年金を支給するか、停止するかを決定する非常に重要な届書です。従つて、いままで福祉年金を受けていた方でも、この所得状況届を出さないと国民年金証書に支払金額を記入することができないので、今後年金を受けることができなくなつてしまいます。また今まで所得が多いということで福祉年金の支給を停止されていた方も所得が少なくなつた場合は勿論、多くなつても毎年法律の改正によつて、所得制限額が緩和されていますのでこの届書は必ず提出いたしましよう。今年も法律の改正が現在国会で審議中でありこれらの所得制限額は昨年に較べて一割程度引き上げられる予定になつております。

麻生町では、この所得状況届を次の日どりで受付けますので、福祉年金受給権者のみなさんは、おとなり同志さそい合つて、指定の期日には必ず提出してください。

あらかじめ住民税課税台帳から昭和四年の所得額等必要事項を調査記入し準備しておきますから、年金をもらうときの印鑑と国民年金証書を忘れずにご持参されれば手続きは簡単にできます

6月6日	小高地区 小高分館
6月6日	行方地区 行方幼稚園
6月7日	大和地区 大和出張所
6月7日	太田地区 太田分館
6月8日	麻生地区 役場年金係

午前九時から午後四時まで

今月の税

軽自動車税　全期

月末までに納税組合へ

火災の惨事を防ごう

最近火災により尊い人命と多くの財産が失われています各家庭でも防火責任者を定め家庭の防火に、また学校、旅館、事業所等では防火責任者が責任をもつて防火上の訓練を行つて下さい。特に危険物を取扱う方々は、保安上十分注意し火災が起らないよう最善の努力をして下さい。

◉毎月一日を「火災予防の日」に、今度県下各市町村で「火災予防の日」を設け防火意識の向上に努めることになりました。この日は地元消防団の方々が防火に対する訓練、点検等を実施いたしますから御協力下さい。

近日中にチラシを各家庭に持参しますから、各家庭では家族の皆さんで話し合い、防火責任者の氏名を記入し、見やすいところにはりつけて下さい。

◉危険物の取扱いについて

消防法及び麻生町火災予防条例により、免険物を貯蔵しまたは取扱う場合、法で定められた基準があります。先ず指定数量というのがあります。この指定数量の五分の一以上の数量から指定数量までを貯蔵し又は取扱う場合は、小量危険物貯蔵取扱い届出を町長に出さなければなりません。

◉指定数量とは次のとおりです。

一、第四類第一　石油類（ガソリン、ベンジン等引火点が二十一度未満のもの）指定数量　一〇〇リットル
二、第四類第二　石油類（灯油、軽油、チーゼル油等引火点が二十一度～七十度未満のもの）指定数量　五〇〇リットル
三、第四類第三　石油類（重油、潤滑油類等引火点が七十度以上のもの）指定数量　二〇〇〇リットル

指定数量以上を貯蔵し又は取扱う場合は、消防法の定めにより、町長に届出て知事の許可を受けなければなりません

◉小量危険物を貯蔵し又は取扱う場合次のような施設を設けなければなりません。

一、幅二メートル以上の空地を保有すること。
二、壁、柱、床、及び天井は不燃材料もしくは準不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。
三、開口部には甲種防火戸もしくは乙種防火戸を設けること。
四、遮光、又は換気を行なうこと。
五、「火気厳禁」の表示をすること。
六、消火器を備えること。（油火災に適合するABC粉末、粉末泡等がよい）

特に煙草の乾燥を行う農家が使用する重油類については、貯蔵、取扱いに十分注意して下さい。

消防係

農作業の労働賃金

農業労働賃金協定については先日農家組合長を通じ配布したチラシのとおりですが、四月二十六日開催の農業委員会及び農政部会の合同会議において次の動力持込賃金を追加協定したのでお知らせいたします。

動力持込脱穀及び動力持込み文化井戸揚水一時間当り三百円

豚コレラ対策に指名注射制

今年も豚コレラが県下各地に発生しており、いろいろな防疫対策を行つているにもかかわらず、依然として多くのみじめな被害が出ています。もし、このままでいけば、豚コレラの病毒が広く県内に住み込んでしまい、安心して養豚経営を続けることができなくなつてしまいます。

◉未注射豚の移動が原因

豚の伝染病の中で、最も激しい伝染力を持つこの豚コレラの、最近の発生原因をみてみますと、ほとんどが子豚の導入と関係があります。予防注射のすんでいない豚を買つたり、病気がでた地区から豚を買い入れたりしたための発生が大半で、豚コレラに対する警戒を怠つていることが、大きな原因といえます。

現在実施している年二回の定期予防注射や、申し込みなどによる臨時予防注射の方法では、空白期間が長いために多くの子豚が注射を受けないまま、転買されたり、飼われたりしてしまいがちです。

◉肥育農家に渡る前に注射

豚コレラ発生の大きな原因となつている、注射のすんでいない豚の転買移動をなくすために、予防注射のやり方を改めました。

その方法は、まず種雄豚所有者から、種付けした繁殖雌豚飼養者のリストを翌月末までに家畜保健衛生所に報告してもらい、種付けした日から一六五～一七〇日経過した日を、生まれた子豚の予防注射時期として、地区別に予防注射計画をたてます。そして、繁殖雌豚飼養者に注射を行なう日を連絡して、乳離れした子が肥育農家の手に渡る前に全部注射をすませてしまいます。つまり、生産者の段階で豚コレラを予防してしまうわけです。

この方法によれば、子豚は日令五〇～五五日までの間に注射を受けることになりますもちろん、子豚は生後六〇日ぐらいたつてから注射を受けた方が、強い免疫性を持つことができますが、五〇～五五日とした理由は、現在の子豚の離乳時期や、売買の慣行などを考えに入れ、また、あまり若い日令で注射したのでは弱い免疫しかできず、せつかくの注射がむだになつてしまうからです。

◉実際には九月から実施

このやり方は、四一年四月に種付された豚から実施していますから、実際に注射を行なうのは九月からとなり、それまでは準備期間として、今までの方法をとることになります。

豚コレラを防ぎ、子豚生産者も肥育を行なう人も、お互いに安心して豚を飼うことができるように、この新しい制度に御協力をお願いします。

亀原号 県大会で優勝

第6回茨城県畜連若令肥育牛共進会が3月14日15日石岡市の家畜市場で開かれました。

この共進会には県内から優秀なものばかり80頭ぐらい参加し、町からも4頭が参加しました。審査は姿勢や毛並み体重胸囲など細かく審査するわけです。この共進会で町の石神さんが審査の結果優賞し、他の出品された方達も上位入賞しました。成績次のとおりです。

優賞首席　石神　政雄
一等賞　小沼　進
二〃　奥村　利政
三〃　小沢　一二

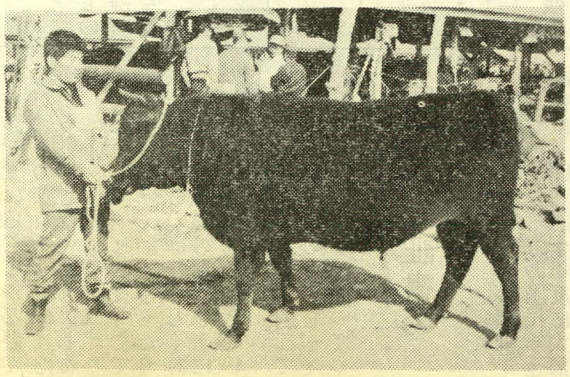

戸籍の窓口（四月）

おめでた

磯山貴代美　菅谷　仁志
高野　一幸　八品　一弘
大石　朝子　梅原あけみ
前川　栄子　前川　良郎
稲葉　純枝　鈴木　輝美
小沼　美紀　折笠百合子
鈴木　浩二

おくやみ

羽生要三郎　小林　金吾
出沼　利男　丸山　稔
前川　良郎　関　悦之助
芝崎　トシ　宮内　恒弥
堀越　はつ　額賀　庄輔
箕輪　藤一　菅谷　忠
箭内　キク

親の不安が子に伝わる

新入学児の精神衛生

入学、これは子にとつても親にとつても大きな喜びですが、一方では何か不安もつきまとうものです。

親からはなれること、家庭をはなれて大きな集団に入ること、今までの近所まわりの生活から、少し遠く離れた学校に行くこと、一定時間の学習と作業を、自分の力ですること、学校の規則に従わないと罰せられること。先生という権威などに対して、子も親も不安を感じます。ですからこの不安を少ないものにしていくこと。これが新しい学校という環境に、子を適応させていくこつです。

◉親の心配し過ぎは禁物

では、子の不安を軽減するには、どうしたらよいでしょうか。

①不安をいたずらに助長しないこと。今までの家庭生活や幼稚園と違つて、学校はたいへんだ叱られる、成績が悪いとだめだ。こわい友だちがいるなど不安をかきたてるようなことは慎しみたいものです。

②期待過剰にならないようにしよう。よい成績をとつてくれ。親に恥をかかせないようにしておくれ。人に負けてはいけないなどと、あまり期待を大きくすると、子どもは重荷に疲れてしまいます。

①②のように、不安や期待が大きすぎると、とかく新しい環境につまづきやすいものです。激励することも、入学したあと、一応落ち着いてからにしましょう。

③幼児の適応力を信頼する。人間には、環境に適応する根本的な能力があり、幼児は特に柔軟性の強いものを持つています。

"案ずるより生むがやすし"のたとえのように、子どもは案外すなおに、また、喜んで学校になじむものです。

要は、親が必要以上に心配したり、過敏になつて不安にならないようにすることです。

子どもは親の不安を敏感に受けとつて、不安をますますたかめてしまうからです。

◉入学後の変化に注意

本来、子どもは、自分のことは自分でやつてみたい気持があり、また盛んによその子を求めて遊びたがるものです。幼児期に、親の保護が過ぎたり、友だちと遊ぶことがなくて、家の中ばかりで育つた子どもは、生活の技術や自律の力がいしゅく、他人がいるとすぐ不安になり、自己防衛することばかり考えて、新しい環境になかなかなじめないものです。入学してからの子どもの変化にはよく注意しましょう。

一中体育館建設に特別寄附

第一中学校では三月二五日立派な屋内体育館が完成しましたが、次のかたがたが多額の寄附をされ感謝されております。

（寄附者名簿）　（敬称略）

菅谷孝進	10万円
小島豊之	10〃
新橋朝信	10〃
久保田信之	10〃
小峰新治	10〃
海老沢宗篤	10〃
内山繁	10〃
岡昇	5〃
富岡政範	5〃
平山恒	5〃
田口喜代志	5〃
山口政雄	5〃
宮内三郎	5〃
鬼沢仁衛	5〃
遠山西松	5〃
平塚清	5〃
高須三左尾	5〃
清宮福衛	5〃
横山長保	5〃
寺島勝丸	5〃
鈴木己明	5〃
高田潔	5〃
横山搬	5〃
日本梱包運き	3〃
前野ゆ利	3〃
庁岡政貴	2〃
横山富	1〃

町税の改正

固定資産税

引き上げられた免税点ことしから固定資産税の免税点が、つぎのとおり引き上げられました。

	（改正前）	（改正後）
土地	二万四千円	八万円
家屋	三万円	五万円
償却資産	十五万円	三十万円

したがつて、課税標準額が改正後の免税点以下の場合は固定資産税が課税されません

町民税

改正された主な点は

地方税法の一部改正によつて、ことしの町民税の課税方式がつぎのようにかわりました

一、各種控除が引きあがる。（別表をご覧ください）

二、個人の県民税の特例（青色専従者、白色専従者の税額控除）は廃止された。

三、納税義務者が、障害者、未成年者、老年者または寡婦であつて、その者の事業に専従している者がいないときは年間所得が二四万円までは課税されない。

四、法人町民税の税率が百分の八、九に引きあげられた。

（別表）各種控除の引上げ

控除の種類	前年度	本年度
基礎控除	9万円	10万円
配偶者控除	―	8万円
扶養控除 ①扶養親族1人につき	第2人目から3万円	4万円
②配偶者の前年中の合計所得金額が5万円をこえる場合	5万円	6万円
	青色申告者8万円　白色申告者5万円	10万円
③専従控除の限度額		6万円

巡回義肢新調修理相談

次の日割で行ないますから、希望者はお出かけください。

5月24日	10時～後2時	宿の館
6月10日	10時～12時	町会館
6月23日	10時～12時	生本城

注　持参するもの
身障手帳　印かん
戦傷病者は戦傷手帳印かん

緑の大敵 アメリカシロヒトリ

昨年猛威をふるつた緑の大適アメリカシロヒトリが、ことしも大量に発生することが予想されます。そこで、県ではその防除対策要項を定めて、町に防除隊を設け撲滅を図ることになりました。

◉群集している間に焼き殺す

アメリカシロヒトリは一年に二回出てきます。昨年被害をだした幼虫は、さなぎで越冬していますが、六月中～下旬になると、成虫(ガ)になつて卵を生み始めます。

卵は約十日間でふ化し、幼虫はすぐ、くもの巣状の糸を張つて巣を作り、その中で群集して葉を食害し始めます。こうして、さなぎになるまでの約三〇～三五日間食害を続けるわけですが、この間七回脱皮して成長します。このうち、だいたい四回(四令)脱皮するまでは群集している習性を持つているので、この期間に、被害を受けている枝を切り取つて焼き殺すか、踏み殺すのが最もよい駆除法といえます。

分散してしまつたら薬で

発見が遅れて、幼虫が四令を過ぎると、今まで群集している状態から、それぞれ分散して食害するようになりますこうなつてしまつてからは、薬剤を使つて殺すより方法がありません。

しかし、薬を使うと、飼つている家畜や魚などに害があるばかりでなく、人間にもじゆうぶんな注意が必要になつてきます。こういつた意味から早期発見、早期駆除が必要なのです。

なお、薬で防除する場合、今まで多く使われていたBHCでは、抵抗性がついてよい結果が得られません。今までの試験では、DEP（商品名デイプテレツクス）乳剤か、DDVP乳剤を七〇〇～一〇〇〇倍程度に薄めて使うとよく。特に桑園などのために残効性のないものを使いたいと

心配ごと相談所開設

麻生町社会福祉協議会では、来る6月から、ふだんいろいろなことを一人で心配している方々のために、毎月一日（日曜のときは翌日）に相談所を開くことになりました。

どんなことでも結構ですから、気がるにお出かけください。

将来は、毎週一回開く予定ですが、当分のあいだ月一回開きますので、どうぞご利用下さい。

。相談内容の秘密はかたくまもります。

。相談料はいりません。

。相談に応ずる人は、相談員又は民生委員(児童委員)外に役場の福祉係

とき、毎月の一日（日曜のときは翌日）前10時～後4時

ところ　役場二階の相談室

きは、このDDVPがよいでしょう。くわしいことは、農業改良普及員か役場経済課におたずね下さい。

成人病の正しい知識 (2)

脳卒中とは、脳の急性の血液循環障害によつて意識が侵されたり、運動や知覚のマヒを起こすことをいいます。脳卒中は脳出血、脳血栓、脳栓塞および、くも膜下出血でおこります。

このうち、脳栓塞は比較的若い人で、心臓病のある人に多くみられますが、その他のものは五〇歳以上に多くみられ高血圧疾と脳動脈硬化症と深い関係にあります。脳出血は脳動脈硬化で、血管が弱くなつているところに血圧が急にたかまり、破れて出血を起こすもので、多くの場合、深い昏睡と共に半身のマヒが起こります。脳出血の誘因は過労精神不安、寒さにさらされることなどが多く、また活動中に起こることが多いのです。

脳血栓症は脳の動脈が血栓という血液のかたまりでつまるためにおこるもので、その血管によつて栄養をうけている脳の組織が破壊され、軟化を生じます。多くは前駆症状として、めまいや頭痛、手足のもつれ、手足のしびれがみられます

軟化の病巣が大きければ脳出血と同じように昏睡や半身マヒが起こりますが、軟化病巣が小さい時は意識はそれほど侵されず、マヒも手足の先や舌などに限られます。

脳血栓の発作はくりかえされる傾向があり、その度ごとに症状がひどくなり厄介なものです。脳出血と反対に安静時夜中に起こることが多いものです。

くも膜下出血は若い人にも起こりますが、やはり四〇歳すぎの人に多いようで、脳の動脈に小さな動脈こぶが出来て、それが破れて起こります。破れるには血圧が高いことが原因になります。頭痛がひどく意識が混濁しますが、四胎のマヒは通常起こりません。いずれにせよ脳卒中は発作の際生命の危険が多く、回復してもマヒがある程度残ることが多く、その予防、とくに血圧の管理に力を注ぐ必要があります。

◉脳卒中の発作が起こつたら

○発作的にめまい、頭痛、口のもつれ、手足のしびれが起つたら、たとえ軽くても脳卒中の疑いがありますので、安静にして、それらの症状が回復するまで待たなければなりません。

○なかなか治らない場合、だんだんひどくなる場合は、ただちに医師の診察をうけ、その指示に従つて下さい。

○脳卒中の発作が起こり、意識がなくなつた場合は、医師の往診を受けることが必要ですが、その際なるべく倒れた所から動かさないようにします。

○便所などで倒れ、寝所まで運ぶ場合も頭や顔を冷したり温めたりするのは好ましくありません。意識のない患者には絶対食物や飲物を与えないで下さい。

○病院に入院するのは倒れてから二日後ぐらいからで、その場合医師の指示に従つてください。

国民年金証書の更新

老令、障害、母子等福祉年金を受けている方の国民年金証書は、昭和四十年度に大部分更新いたしましたが、本年五月期支払いをもつて支払欄の余白がなくなる証書が若干あることと存じます。

これについて、本年九月期の支払いに間に合うよう事前に証書の更新事務を進めておかなければならないので、福祉年金受給者のみなさんは、自分の年金証書をよく確かめて、該当する方は、五月期の支払いを受けたら五月二十五日までに「国民年金証書」を役場の年金係へ提出してください。

印鑑証明書が必要なとき

1、印鑑証明書が必要なときは、かならず本人が登録してある印鑑を持参して申請して下さい。病気その他で本人が申請できないときは、委任状が必要です。この場合は保証人(印鑑登録してある人)一名の署名捺印を要します。

2、改印をするときは改印届書に保証人（印鑑登録してある人）二名の署名捺印を要します。

5月のメモ

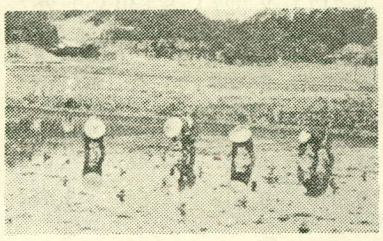

1日　メーテー
3日　憲法記念日
5日　こどもの日
　　麻生4Hクラブ総会(公民館)
6日　日赤募金打合(役場)
8日　母の日
9日　生ワクチン投与(9～13)
10日　民生委員会(役場)
11～20日　春の全国交通安全運動
12日　教育委員会(役場)
　　農産物改良協議会総会(役場)
16日　国保運営委員会(白帆荘)
17日　森林組合総会(役場)
18日　青少年問題協議会(役場)
19日　農業委員会(役場)
　　選挙管理委員会(役場)
　　社会教育委員会(役場)
25日　種豚登録協会総会(役場)
31日　軽自動車税納期限